

計算書類に対する注記(法人全体用)

社会福祉法人 養珠会

1. 継続事業の前提に関する注記
該当なし
2. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・ 固定資産（リース資産除く）－ 定額法
 - (3) 引当金の計上基準
 - ・ 退職給付引当金－当法人で採用している一般財団法人大阪民間社会福祉事業者共済会の退職共済制度に基づき、当期末における退職金要支給額を計上している（加入職員）
 - ・ 賞与引当金－職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している
3. 重要な会計方針の変更
該当なし
4. 法人で採用する退職給付制度
 - ・平成 18 年 3 月 31 日以前に採用した正職員
独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度を採用している
 - ・平成 18 年 4 月 1 日以降に採用した正職員並びに契約職員
一般財団法人大阪民間社会福祉事業者共済会の実施する退職給付金制度を採用している
5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分
当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。
 - (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令 第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
 - (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令 第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
拠点区分が1つのため省略
 - (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令 第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
拠点区分が1つのため省略
 - (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
長生園拠点区分(社会福祉事業)
 - 「法人本部サービス区分」
 - 「特別養護老人ホーム長生園サービス区分」
 - 「特別養護老人ホーム第二長生園永祥庵サービス区分」
 - 「デイサービスセンター長生園サービス区分」
 - 「ヘルパーステーション長生園サービス区分」
 - 「ケアプランセンター長生園サービス区分」
 - 「八尾市地域包括支援センター長生園サービス区分」
 - (5) 長生園拠点計算書類(会計基準省令 第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (6) 拠点区分資金収支明細書(別紙 3 ⑩)
 - (7) 拠点区分事業活動明細書(別紙 3 ⑪)
6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	286,312,082	0	0	286,312,082
建物	531,709,982	0	34,560,110	497,149,872
合計	818,022,064	0	34,560,110	783,461,954

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産)	286,312,082	円
建物(基本財産)	497,149,872	円
計	783,461,954	円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	191,622,000	円
計	191,622,000	円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	286,312,082	0	286,312,082
建物(基本財産)	1,002,384,240	505,234,368	497,149,872
土地	3,686,133	0	3,686,133
建物	72,241,770	17,967,681	54,274,089
構築物	30,250,980	19,158,805	11,092,175
機械及び装置	1,146,600	1,146,592	8
車両運搬具	17,236,054	13,312,697	3,923,357
器具及び備品	48,264,159	39,878,100	8,386,059
合計	1,461,522,018	596,698,243	864,823,775

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 重要な偶発債務

該当なし

13. 重要な後発事象

該当なし

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし